

講師及び原稿執筆等謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岡山県トレイルランニング協会（以下「本会」という。）が依頼する講師及び原稿執筆等の対価として支払う謝金に関して必要な事項を定める。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本会の各種事業に関し役務の提供をした者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講演及び司会等の実施の対価
- (2) 本会が発行する機関誌、出版物等の原稿執筆の対価

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。

なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、基準の範囲内で金額を調整することができる。

(領収書の収受)

第5条 謝金を支払った場合には、本会は謝金の支払先から所定の領収書を収受しなければならない。

なお、インターネットバンキングによる支払の場合はこの限りではない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払いに際して、本会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(交通費及び宿泊費の支払い)

第7条 交通費及び宿泊費を要した場合は、本会旅費支給規程を準用して支払う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

別表 1

本会以外の者

対象者	基準額 (単価：円)	支給単位	備考
講師（実技指導者含）	15,000~30,000	1 講演あたり	講義講師、実技指導者 (スポーツドクター、弁護士等専門家は 除く)
原稿執筆者	2,000	400 字あたり	

本会内の者（名誉会員を除く）

対象者	基準額 (単価：円)	支給単位	備考
講師（実技指導者含）	5,000	1 講演あたり	講義講師、実技指導者 (スポーツドクター、弁護士等専門家は 除く)